

# 新潟県保険医会 FAXニュース 第64号

新潟県保険医会  
〒950-0865  
新潟市中央区本馬越2-17-5  
TEL (025)241-8625  
FAX (025)241-4959  
開所時間 月～金 9:00～17:30

2月26日付で発出された厚労省事務連絡について、一部抜粋して概要をお知らせします。  
(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)より)

## 1. 「乳幼児感染予防策加算 100点」が9月診療分まで算定期間延長

### 《対象期間》

令和2年12月15日～令和3年9月診療分まで

※ 算定要件については12月18日付の「新潟県保険医会FAXニュース第63号」または新潟県保険医会ホームページ (<http://www.niigata-hok.jp/>) でご確認ください。

## 2. 「医科外来等感染症対策実施加算 5点」が4月診療分より算定可能に

### 《対象期間》

令和3年4月診療分～令和3年9月診療分まで

### 《算定要件》

① 特に必要な感染予防策(※)を講じた上で、患者及び利用者又はその家族等に院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明して診療を行った場合、下記の点数に加算できる。

- 初診料 ■再診料(電話等による再診を除く) ■外来診療料 ■小児科外来診療料
- 外来リハビリテーション診療料 ■外来放射線照射診療料 ■地域包括診療料
- 認知症地域包括診療料 ■小児かかりつけ診療料 ■在宅患者訪問診療料(I)(II)
- 在宅患者緊急時等カンファレンス料

「初診料、再診料、外来診療料」と併算定しない場合には下記の点数にも加算できる。

- 救急救命管理料 退院後訪問指導料 在宅患者訪問看護・指導料
- 同一建物居住者訪問看護・指導料 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 在宅患者訪問栄養食事指導料 精神科訪問看護・指導料

(※) 特に必要な感染予防策

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。

例 ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。

・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。

・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

② 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いにおける「電話や情報通信機器を用いた診療」の場合は加算できない。

③ それぞれの要件を満たした場合、「乳幼児感染予防策加算」と併算定が可能。